

サカイ社労士事務所便り

病気の治療と仕事の両立の状況は？

医療技術の進歩により、病気になっても職場に復帰し、治療を行いながら働き続ける方が多くなってきました。今回は、「病気の治療と仕事の両立に関する実態調査（WEB患者調査）」（労働政策研究・研修機構）の結果から、気になるポイントを見てみましょう。

◆主な疾患と通院頻度

主な疾患は、糖尿病（34.3%）、がん（19.8%）、難病（17.6%）、心疾患（15.9%）、脳血管疾患（6.3%）、肝炎（6.0%）となっています。通院頻度（疾患罹患後から1年間の平均）は、どの疾患も「月1回程度」の割合が最も高く、「3カ月に1回程度」と続きます。

◆休暇・休職期間

治療・療養を行うための連続2週間以上の休暇または休職については、「取得した」（30.9%）、「取得していない」（51.9%）、「そもそも休職制度がない・適用されない」（17.2%）となっています。取得したとする割合が高い疾患は、脳血管疾患（56.9%）、がん（53.5%）などでしたが、一方で糖尿病（14.0%）は他の疾患に比べて低くなっています。休職期間は、「1カ月程度」（31.5%）、「2週間程度」（26.3%）、「2カ月程度」（13.6%）、「3カ月程度」（9.4%）などとなっています。3カ月以下の合計は80.8%となっています。

◆退職状況

疾患罹患後において、「現在も同じ勤め先で勤務を続けている」（78.3%）方が多くいる一方、“仕事を続ける自信がなくなった”等の理由で「依頼退職した」（14.7%）、「会社側からの退職勧奨により退職した」（3.6%）、「解雇された」（1.7%）、「休職期間満了により退職した」（0.7%）方もいます（合計20.7%）。



◆職場で誰に相談したか

疾患に罹患した場合、職場では「所属長・上司」（63.2%）へ相談する方が最も多い一方、「勤め先には一切相談・報告しなかった」（26.9%）方もいます。人事労務担当者のみならず、部門長等の立場にある方も、一定の知識を持っておくべきではないでしょうか。

これらの結果をみると、通院頻度や休職期間はイメージよりもずいぶん少ない場合が多く、勤務を続ける方も多いと感じられるのではないのでしょうか。会社からの情報提供（公的制度による支援や相談先についてなど）や制度整備を行うことによって、病気になった方でも力を発揮しやすい職場を作ること、会社の魅力度アップにもつながるでしょう。

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2018/180.html>

厚生年金のパート適用、さらなる拡大を検討

◆要件緩和で加入者 200 万人増？

厚生労働省が、パートタイマー（短時間労働者）の厚生年金加入の適用拡大にむけ、検討会を設置すると報道がありました。要件を緩和し、最大 200 万人の加入者増を見込むとしています。

◆パートタイマーの厚生年金適用範囲

厚生年金保険は、直近で 2016 年 10 月に適用拡大が行われました。以降、パートタイマーの適用範囲は下記 A・B のいずれかになっています。

A 所定労働時間および所定労働日数が一般社員の概ね 4 分の 3 以上（一般的に所定労働時間「週 30 時間以上」）。

B 次の①～⑤をすべて満たす人（①所定労働時間「週 20 時間以上」／②月額賃金「8.8 万円以上」／③雇用（見込）期間「1 年」以上／④学生でない／⑤勤務企業の従業員規模「501 人以上」（※2017 年 4 月より、500 人以下も労使合意にて加入可））。

いま検討されているのは、上記②月額賃金を「6.8 万円以上」と引き下げることや、⑤企業規模「501 人以上」を撤廃すること等です。

◆労働時間を延長して厚生年金に加入したいパートタイマー

2016 年の適用拡大の際、新規加入者は 25 万人程度と予想されていましたが、実際には 37 万人の加入者増となりました（「2018 年 4 月 4 日 社会保障審議会年金部会」議事録）。

このことについて調査した、労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査（略）働き方の変化等に関する調査」によると、2016 年の適用拡大に伴い働き方が「変わった」パートタイマーの半数以上が、「厚生年金・健康保険が適用され、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう所定労働時間を延長した」と回答しており、「適用されないよう所定労働時間を短縮した」という回答を上回っています。

多くのパートタイマーは、2016 年の適用拡大をきっかけとして、より長時間働くワークスタイルへ変化したといえます。

◆適用拡大への企業対応

今回の適用拡大はまだ検討中の段階ですが、「（労働時間を延長して）厚生年金加入を希望するパートタイマー」はこれからも増えるのではないのでしょうか。

上記調査では、さらなる適用拡大が行われた場合の企業対応として、「基本的には短時間労働者の希望に基づき、出来るだけ加入してもらおう」が最多の 4 割超でした。企業にとっても適用拡大は、パートタイマーを積極的に活用する良いきっかけなのかもしれません。

10 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 3 期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、7 月～9 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第 2 期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

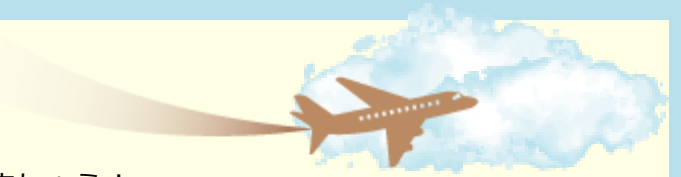
今回の事務所だよりは、「公的医療保険制度について分かりにくい」、というお問い合わせがありましたので、2 枚増で送付いたしました。お目通しいただければ幸いです。

『働き方改革』関連の質問があります。助成金の申請の有無にかかわらず 1、長時間労働の削減 2、年次有給休暇取得率アップの 2 点がポイントです。いずれにせよ時間数や日数が分からなければ進められません。

平成 31 年 4 月から年次有給休暇 10 以上付与された従業員に対して 5 以上付与が義務付けられます。まずは従業員が年次有給休暇数の確認をしましょう。残業の申請や有給休暇の管理簿を作成すると給与計算がしやすくなります。

作成に関するご質問やご相談があれば、その都度承ります。どうぞご活用ください。

◆ 追記



今月は、医療に関する保険の種類について考えてみましょう！

健康保険制度について

○国民健康保険

・市町村国保

個人事業主、パートやアルバイトで社会保険（企業等に勤めている人が加入する保険）の適用対象外の人、退職し社会保険を外れた人、外国人で3か月を超える在留期間が決定された人などが加入します。

住民登録されている市町村で手続きをします。市町村単位で運営している為、保険料などは市町村で異なります。

国民健康保険には、被扶養者という概念がなく、家族も被保険者となり、保険料は同一世帯全員分が世帯主に請求されます。

・国民健康保険組合（国保組合）

同種同業の自営業者などが加入します。医師、歯科医師、薬剤師、建設関係、食品関係、弁護士などの組合があります。

○全国健康保険協会（協会けんぽ）

中小企業などで働く人やその家族が加入します。健康保険協会は47都道府県に1つずつ支部が設置されています。

保険料は事業主と被保険者が折半します。

○健康保険組合（企業または団体）

大企業で働く人やその家族が加入します。事業主が単独または共同で設立し、厚生労働大臣の認可を受けた組織です。大企業だけでなく、同種同業の企業が共同で設立している団体もあります。

規約により、保険料の事業主負担割合を高くしたり、法定給付の上乗せとして付加給付をすることができます。

○共済組合（公務員、教職員など）

国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合です。公務員共済の場合は正規の職員のみが加入できます。

短期給付といわれるものに、療養費や出産などに関する保険給付と傷病や出産、育児、介護に関する休業給付、そして、弔慰金や災害見舞金などの災害給付があります。

○船員保険（船舶に乗っている人など）

船員を対象とする総合的な保険でしたが、昭和61年4月に職務外の年金部門は厚生年金保険へ、平成22年1月に職務上の疾病・年金部門は労働者災害補償保険に統合されました。なお、健康保険に関する給付や資格に関する手続きについては全国健康保険協会の船員保険部が窓口になっています。



後期高齢者医療保険制度について

75 歳以上、または 65 歳以上で寝たきりなど一定の障害のある人。ただし、生活保護受給者は対象外です。病院などにかかった場合の医療費負担割合は原則 1 割ですが、現役並みの所得があると 3 割負担になります。

介護保険制度について

65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者に分かれます。

介護保険によるサービスの提供を受けられるのは、要支援・要介護状態の 65 歳以上の人と、末期がんやリウマチ等の加齢に起因する疾病（特定疾病）により、要支援・要介護状態になった 40 歳から 64 歳までの人です。

サカイ社労士だより 追記

社会保険労務士 坂井陽子
連絡先 東京都葛飾区立石 2-28-5-404
TEL/FAX : 03-5654-9132
E-mail : tuba_conn@yahoo.co.jp